

藤沢市議会タブレット端末通信回線等提供契約書（設計用）

役務提供等の名称	藤沢市議会タブレット端末通信回線等提供		
役務提供等の内容	電気通信役務の提供及びタブレット端末等のレンタル等		
役務提供等の場所 又は施設名称	藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市議会議場他		
役務提供等の期間	契約開始日 2027年（令和9年） 1月 1日 契約完了日 2028年（令和10年） 3月31日		
契約金額	<div>百万千円</div>		
（うち消費税及び地方消費税の額）	<div>百万千円</div>		
支払方法	☒ 部分払 （15回、別紙部分払内訳書のとおり） ☐ 完了払		
支払場所	藤沢市指定金融機関市役所内派出所		
契約保証金 （契約金額の1/10以上）	☐ 現金（ 円） ☐ 有価証券 ☐ 契約規則第28条第2項第 号の規定により免除		

上記の契約について、提供者と使用者は、藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号。以下「規則」という。）を遵守の上、各々の対等の立場における合意に基づいて、別記の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本契約の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者がそれぞれ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

2026年（令和8年） 月 日

使用者

住所 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
氏名 藤沢市長 鈴木 恒 夫

提供者

住所
氏名

(総則)

第1条 使用者及び提供者は、頭書記載の業務に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙「藤沢市議会タブレット端末通信回線等提供仕様書」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」に基づき、契約を履行しなければならない。

(目的)

第2条 この契約は、提供者がタブレット端末を使用したインターネット通信回線を使用者の使用に供するとともに、タブレット端末等を使用者にレンタルし、常時正常な状態で稼働しうるように保守を行うことを目的とする。

(使用料金の請求)

第3条 提供者は、当月分の使用料金を使用者の指定する方法により、使用者に請求する。

(使用料金の支払い)

第4条 使用者は、提供者から前条による適正な請求を受理したときには、その日から起算して30日以内に藤沢市指定金融機関市役所内派出所において、使用料金を支払わなければならない。

2 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により使用料金の支払いを遅延したときは、提供者に対し前項の期間満了の翌日から支払いの日まで年3.0%の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

3 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等によって消費税額に変動が生じたときは、使用者は、使用料金に相当額を加減して支払うものとする。また、電気通信事業法におけるユニバーサルサービス制度の料金に変動が生じたときも同様とする。

(使用料金月額表の提出)

第5条 提供者は、設計書に基づき、ユニバーサルサービス料金、電話リレーサービス料金及び消費税額を除いた月ごとの使用料金が記載された使用料金月額表を作成し、この契約の締結時に使用者に提出しなければならない。

(契約の変更)

第6条 提供者は、ユニバーサルサービス料金及びリレーサービス料金に変更された場合には、その料金を変更し、使用者に請求する。

(タブレット端末及び付属品の所有権)

第7条 タブレット端末及び付属品の所有権は提供者に属し、使用者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

(損害賠償)

第8条 提供者は、使用者が故意又は重過失によって、タブレット端末等に損害を与えたときは、その賠償を使用者に対して請求することができる。

(機密の保持)

第9条 提供者は、保守の実施に際して知り得た事実をみだりに第三者に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約期間満了後及び契約を解除した後においても同様とする。

(契約の解除)

第10条 使用者又は提供者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、相手方に文書をもって通告し、この契約を解除することができる。

2 使用者は、翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除できるものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 提供者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(契約の効力の遡及)

第12条 契約の内容を記録した電磁的記録の作成をもって本契約を締結する場合にあって、契約締結が履行期間の開始日より後の日であるときは、本契約の効力は履行期間の開始日から生じるものとする。

(疑義の解決)

第 1 3 条 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、使用者及び提供者が協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第 1 4 条 この契約に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。